

道路法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

.....  
1

道路法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定区間内の国道に係る占用料の額）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、<u>当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額</u>（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、<u>当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額</u>（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額</p>	<p>（指定区間内の国道に係る占用料の額）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>一・〇八を乗じて得た額</u>（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>一・〇八を乗じて得た額</u>（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。</p>

とする。

3・4 (略)

別表 (第十九条関係)

				占用物件						
柱	第一種電話	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱						
年	つき	一本に		単位						
〇〇	一、五	〇〇	三、五	〇〇	二、六	〇〇	一、七	地 第一級	所在地	占用料
	六五〇	〇〇	一、五	〇〇	一、一		七三〇	地 第二級		
	四六〇	〇〇	一、一		七九〇		五一〇	地 第三級		
	三八〇		八八〇		六五〇		四二〇	地 第四級		
	三四〇		七八〇		五八〇		三八〇	地 第五級		

3・4 (略)

別表 (第十九条関係)

				占用物件						
柱	第一種電話	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱						
年	つき	一本に		単位						
〇〇	一、四	〇〇	三、三	〇〇	二、四	〇〇	一、六	地 第一級	所在地	占用料
	五九〇	〇〇	一、四	〇〇	一、〇		六六〇	地 第二級		
	四〇〇		九二〇		六八〇		四四〇	地 第三級		
	三二〇		七三〇		五四〇		三五〇	地 第四級		
	二七〇		六三〇		四七〇		三〇〇	地 第五級		

る工作	に掲げ	第一号	第一項	十二条	法第三												
			る変圧器	路上に設け		他の線類	る電線その	地下に設け	設ける線類	の他上空に	共架電線そ	類	その他の柱	柱	第三種電話	柱	第二種電話
占用面	年	つき一	一個に			き一年		ルにつ	メートル	長さ一							
		〇〇	一、五			九				一五			一五〇	〇〇	三、四	〇〇	二、四
			六四〇			四				七			六五	〇〇	一、四	〇〇	一、〇
			四五〇			三				五			四六	〇〇	一、〇		七三〇
			三七〇			二				四			三八		八三〇		六一〇
			三三〇			二				三			三四		七四〇		五四〇

る工作	に掲げ	第一号	第一項	十二条	法第三												
			る変圧器	路上に設け		他の線類	る電線その	地下に設け	設ける線類	の他上空に	共架電線そ	類	その他の柱	柱	第三種電話	柱	第二種電話
占用面	年	つき一	一個に			き一年		ルにつ	メートル	長さ一							
		〇〇	一、四			八				一四			一四〇	〇〇	三、一	〇〇	二、三
			五八〇			四				六			五九	〇〇	一、三		九五〇
			三九〇			二				四			四〇		八七〇		六三〇
			三一〇			二				三			三二		六九〇		五〇〇
			二七〇			二				三			二七		六〇〇		四四〇

物

広告塔					郵便差出箱 及び信書便 差出箱	所 び公衆電話 するもの及 一個に	変圧塔その 他これに類 するもの及 一個に	地下に設け る変圧器			
年	つき	トルに	方メー	積一平				表示面	年	つき	トルに
		〇〇〇	二五、		〇〇		〇〇	三、一			九二〇
		〇〇	四、三				〇〇	一、三			三九〇
		〇〇	一、九					九一〇			二七〇
			九六〇					七六〇			二三〇
			六七〇					六八〇			二〇〇

物

広告塔					郵便差出箱 及び信書便 差出箱	所 び公衆電話 するもの及 一個に	変圧塔その 他これに類 するもの及 一個に	地下に設け る変圧器			
年	つき	トルに	方メー	積一平				表示面	年	つき	トルに
		〇〇〇	一九、		〇〇		〇〇	二、八			八五〇
		〇〇	三、八				〇〇	一、二			三五〇
		〇〇	一、七					七九〇			二四〇
			九六〇					六三〇			一九〇
			六七〇					五四〇			一六〇

未満のもの	五メートル以上〇・一メートル	一メートル	外径が〇・一メートル	未満のもの	一メートル	〇七メートル以上〇・一メートル	外径が〇・一メートル	の	〇七メートル未満のもの	外径が〇・一メートル	〇七メートル	その他のもの	方メートル	積一平	占用面
	一四〇					九二					六四	〇〇	三、一		
	五九					三九					二七	〇〇	一、三		
	四一					二七					一九		九一〇		
	三四					二三					一六		七六〇		
	三〇					二〇					一四		六八〇		

未満のもの	五メートル以上〇・一メートル	一メートル	外径が〇・一メートル	未満のもの	一メートル	〇七メートル以上〇・一メートル	外径が〇・一メートル	の	〇七メートル未満のもの	外径が〇・一メートル	〇七メートル	その他のもの	方メートル	積一平	占用面
	一三〇					八五					五九	〇〇	二、八		
	五三					三五					二五	〇〇	一、二		
	三六					二四					一七		七九〇		
	二八					一九					一三		六三〇		
	二四					一六					一一		五四〇		

法第三 十二条		第一項		第二号		に掲げ る物件	
外径が〇・ 一五メートル 以上〇・ 二メートル 未満のもの	長さ一 メートル	二メートル 以上〇・三 メートル未 満のもの	三メートル 以上〇・四 メートル未 満のもの	外径が〇・ 三メートル 以上〇・七 メートル未 満のもの	四メートル 以上〇・七 メートル未 満のもの	外径が〇・ 三メートル 以上〇・四 メートル未 満のもの	外径が〇・ 三メートル 以上〇・四 メートル未 満のもの
一八〇	二八〇	二八〇	三七〇	六四〇	二七〇	二七〇	二七〇
七八	一一〇	一一〇	一六〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇
五五	八二	八二	一一〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
四五	六八	六八	九一	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
四一	六一	六一	八一	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇

法第三 十二条		第一項		第二号		に掲げ る物件	
外径が〇・ 一五メートル 以上〇・ 二メートル 未満のもの	長さ一 メートル	二メートル 以上〇・三 メートル未 満のもの	三メートル 以上〇・四 メートル未 満のもの	外径が〇・ 三メートル 以上〇・七 メートル未 満のもの	四メートル 以上〇・七 メートル未 満のもの	外径が〇・ 三メートル 以上〇・四 メートル未 満のもの	外径が〇・ 三メートル 以上〇・四 メートル未 満のもの
一七〇	二五〇	二五〇	三四〇	五九〇	二五〇	二五〇	二五〇
七一	一一〇	一一〇	一四〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
四七	七一	七一	九五	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
三八	五七	五七	七六	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
三三	四九	四九	六五	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇

			掲げる施設					
地下室	び地	街及地下		階数が	の	一のもの	階数が	の
積一平	占用面			法第三十二条第一項 第三号及び第四号に	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上のもの	満のもの
	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	三、一〇〇	一、八〇〇	九二〇		
				一、三〇〇	七八〇	三九〇		
				九一〇	五五〇	二七〇		
				七六〇	四五〇	二三〇		
				六八〇	四一〇	二〇〇		

			掲げる施設					
地下室	び地	街及地下		階数が	の	一のもの	階数が	の
積一平	占用面			法第三十二条第一項 第三号及び第四号に	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上のもの	満のもの
	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	二、八〇〇	一、七〇〇	八五〇		
				一、二〇〇	七一〇	三五〇		
				七九〇	四七〇	二四〇		
				六三〇	三八〇	一九〇		
				五四〇	三三〇	一六〇		



法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項			
														階数が トルに	三以上 つき一	のもの 年	

法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項	法第三 十二条 第一項			
														階数が トルに	三以上 つき一	のもの 年	

標識	。除くのをるもであいち(ア)看板						の その他のも			
	のもの その他			に設け 一時的						
年 つき 一本に	年 つき トルに	方 メー	積 一平	表 示面	月 つき トルに	方 メー	積 一平	表 示面	月 つき トルに	方 メー
〇〇 二、四	〇〇〇 二五、				〇〇	二、五			〇〇	二、五
〇〇 一、〇	〇〇 四、三					四三〇				四三〇
七三〇	〇〇 一、九					一九〇				一九〇
六一〇		九六〇				九六				九六
五四〇		六七〇				六七				六七

標識	。除くのをるもであいち(ア)看板						の その他のも			
	のもの その他			に設け 一時的						
年 つき 一本に	年 つき トルに	方 メー	積 一平	表 示面	月 つき トルに	方 メー	積 一平	表 示面	月 つき トルに	方 メー
〇〇 二、三	〇〇〇 一九、				〇〇	一、九			〇〇	一、九
九五〇	〇〇 三、八					三八〇				三八〇
六三〇	〇〇 一、七					一七〇				一七〇
五〇〇		九六〇				九六				九六
四四〇		六七〇				六七				六七

											第七号		第七号																												
											に掲げ		る物件																												
											幕(祭礼、)		第七條		第四號		に掲		げる		工事		用施		設で		ある														
											祭礼、		縁日そ		の他の		催しに		際し、		一時的		に設け		るもの		その他		のもの												
											一本に		一本に		積一平		方メー		トルに		つき一		日		るもの		一本に		つき一												
											二五〇		二五〇		二五〇		二五〇		二五〇		二五〇		二五〇		二五〇		二五〇														
											四三〇		四三〇		四三〇		四三〇		四三〇		四三〇		四三〇		四三〇		四三〇														
											一九〇		一九〇		一九〇		一九〇		一九〇		一九〇		一九〇		一九〇		一九〇														
											九六		九六		九六		九六		九六		九六		九六		九六		九六														
											六七		六七		六七		六七		六七		六七		六七		六七		六七														

											第七号		第七号																												
											に掲げ		る物件																												
											幕(祭礼、)		第七條		第四號		に掲		げる		工事		用施		設で		ある														
											祭礼、		縁日そ		の他の		催しに		際し、		一時的		に設け		るもの		その他		のもの												
											一本に		一本に		積一平		方メー		トルに		つき一		日		るもの		一本に		つき一												
											一九〇		一九〇		一九〇		一九〇		一九〇		一九〇		一九〇		一九〇		一九〇		一九〇												
											三八〇		三八〇		三八〇		三八〇		三八〇		三八〇		三八〇		三八〇		三八〇		三八〇												
											一七〇		一七〇		一七〇		一七〇		一七〇		一七〇		一七〇		一七〇		一七〇		一七〇												
											九六		九六		九六		九六		九六		九六		九六		九六		九六		九六												
											六七		六七		六七		六七		六七		六七		六七		六七		六七		六七												

第七号第五号に掲げる工 事用施設及び同 第七号第四号に掲げ る工事用施設及び同 第七号第五号に掲げる工	第七号第三号に掲げ る施設	第七号第二号に掲げ る工作物	チ ア					ク				
			チ		ア			ク		を除く		もの
			のもの	その他	るもの	横断す	車道を	のもの	その他	方メー	積一平	
積一平	年	方メー	積一平	占用面	月	つき一	一基に	月	つき一	トルに	方メー	積一平
〇〇	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	〇〇	三、一	〇〇	一三、	〇〇	二五、	〇〇	二、五			
四三〇		〇〇	一、三	〇〇	二、一	〇〇	四、三		四三〇			
一九〇			九一〇		九三〇	〇〇	一、九		一九〇			
九六			七六〇		四八〇		九六〇		九六			
六七			六八〇		三三〇		六七〇		六七			

第七号第五号に掲げる工 事用施設及び同 第七号第四号に掲げ る工事用施設及び同 第七号第五号に掲げる工	第七号第三号に掲げ る施設	第七号第二号に掲げ る工作物	チ ア					ク				
			チ		ア			ク		を除く		もの
			のもの	その他	るもの	横断す	車道を	のもの	その他	方メー	積一平	
積一平	年	方メー	積一平	占用面	月	つき一	一基に	月	つき一	トルに	方メー	積一平
〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	〇〇	二、八	〇〇	九、七	〇〇	一九、	〇〇	一、九			
三八〇		〇〇	一、二	〇〇	一、九	〇〇	三、八		三八〇			
一七〇			七九〇		八七〇	〇〇	一、七		一七〇			
九六			六三〇		四八〇		九六〇		九六			
六七			五四〇		三四〇		六七〇		六七			

第七号 （ト） 一のも	第八号 （ト） 一のも	第七号 地下 階数が	上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を除く。 下に設けるもの	設	第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施	月	つき	トルに	方メー

第七号 （ト） 一のも	第八号 （ト） 一のも	第七号 地下 階数が	上空に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を除く。 下に設けるもの	設	第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施	月	つき	トルに	方メー

の その他のもの	る 施設 に 掲げ	第九号	第七号	建築物	の その他のもの	の る もの	設け る もの	に 階数が	く。	を 除 の	地下	上の
											二の	階数が

積一平 占用面	た額	じて得	八を乗	・〇〇	Aに〇	た額	じて得	一を乗	・〇一	Aに〇	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
	額	て得た	を乗じ	・〇一	Aに〇	た額	じて得	四を乗	・〇一	Aに〇			
	た額	じて得	二を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	六を乗	・〇一	Aに〇			
	た額	じて得	三を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	九を乗	・〇一	Aに〇			
	た額	じて得	六を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	三を乗	・〇二	Aに〇			

の その他のもの	る 施設 に 掲げ	第九号	第七号	建築物	の その他のもの	の る もの	設け る もの	に 階数が	く。	を 除 の	地下	上の
											二の	階数が

積一平 占用面	た額	じて得	九を乗	・〇〇	Aに〇	た額	じて得	三を乗	・〇一	Aに〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
	額	て得た	を乗じ	・〇一	Aに〇	た額	じて得	五を乗	・〇一	Aに〇			
	た額	じて得	二を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	七を乗	・〇一	Aに〇			
	た額	じて得	四を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	九を乗	・〇一	Aに〇			
	た額	じて得	七を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	四を乗	・〇二	Aに〇			

第七条第十二号に掲	建築物	急仮設	げる応	号に掲	第七条	車場	動車駐	及び自	る施設	に掲げ	第十号	第七条	
	の その他のも	るもの 上空に設け	るもの	るもの 面下に設け	の道路の路 上又は高架 トンネルの		の その他のも					建築物	

年													つき一	トルに	方メー
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	じて得	一を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	八を乗	・〇〇	Aに〇	Aに〇・〇二三を乗じて得た額		
			た額	じて得	四を乗	・〇一	Aに〇	額	て得た	を乗じ	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	六を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	二を乗	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	九を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	三を乗	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	三を乗	・〇二	Aに〇	た額	じて得	六を乗	・〇一	Aに〇			

第七条第十二号に掲	建築物	急仮設	げる応	号に掲	第七条	車場	動車駐	及び自	る施設	に掲げ	第十号	第七条	
	の その他のも	るもの 上空に設け	るもの	るもの 面下に設け	の道路の路 上又は高架 トンネルの		の その他のも					建築物	

年													つき一	トルに	方メー
Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	た額	じて得	三を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	九を乗	・〇〇	Aに〇	Aに〇・〇二四を乗じて得た額		
			た額	じて得	五を乗	・〇一	Aに〇	額	て得た	を乗じ	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	七を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	二を乗	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	九を乗	・〇一	Aに〇	た額	じて得	四を乗	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	四を乗	・〇二	Aに〇	た額	じて得	七を乗	・〇一	Aに〇			

		第七條 第十三號に掲げる施設					ける器具			
の	その他のもの	上空に設けるもの	もの	ものに限る	路(高架の	自動車専用道	若しくは自	自動車国道	上又は高速	トンネルの
Aに〇・〇三三を乗じて得た額		Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	じて得	一を乗	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	四を乗	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	六を乗	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	九を乗	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	三を乗	・〇二	Aに〇			
		第七條 第十三號に掲げる施設					ける器具			
の	その他のもの	上空に設けるもの	もの	ものに限る	路(高架の	自動車専用道	若しくは自	自動車国道	上又は高速	トンネルの
Aに〇・〇三四を乗じて得た額		Aに〇・〇二四を乗じて得た額	た額	じて得	三を乗	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	五を乗	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	七を乗	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	九を乗	・〇一	Aに〇			
			た額	じて得	四を乗	・〇二	Aに〇			